

亀岡市福祉医療費支給条例(昭和50年亀岡市条例第23号)により実施する福祉医療費支給に関する事務で規則に定めるもの(母子家庭及び父子家庭)

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	亀岡市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	亀岡市福祉医療費支給条例(昭和50年亀岡市条例第23号)により実施する福祉医療費支給に関する事務で規則に定めるもの(母子家庭及び父子家庭)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第5の項 亀岡市福祉医療費支給条例(昭和50年亀岡市条例第23号)により実施する福祉医療費支給に関する事務で規則に定めるもの(母子家庭及び父子家庭)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日)第1条	亀岡市福祉医療費支給条例(平成26年条例第25号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(母子家庭等及び寡婦)の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって(母子家庭等及び寡婦の福祉を図ること)を目的とする。	この条例は、重度心身障害者(重度心身障害児を含む。)並びに(母子家庭及び父子家庭)に対し医療費の一部を支給することにより、(健康の保持及び生活の安定に寄与し、福祉の増進を図ること)を目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範	亀岡市福祉医療費支給条例（平成26年条例第25号）
--------------	---------------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	亀岡市福祉医療費支給条例第5条第1項
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	亀岡市福祉医療費支給条例第5条1項の規定による受給資格の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	亀岡市福祉医療費支給条例第4条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	母子家庭及び父子家庭の親・児童・養育者・扶養義務者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月18日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	17
保護評価書の名称	福祉医療費助成（ひとり親家庭）に関する事務
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E4%BA%80%E5%B2%A1%E5%B8%82&ev_name=%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%BB%E7%99%82&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=27&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=21&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=4&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=21&count=20

